

滋賀県文化財保存活用大綱（案）について

1. 趣旨

平成30年6月の文化財保護法改正を受けて、本県の文化財を確実に次世代に継承していくため、文化財の保存と活用に関する基本的な方針を明らかにし、種々の取組を適切に進めていく上で共通の基盤となる「滋賀県文化財保存活用大綱」を策定する。

2. 策定の経過

令和元年 6月12日	第1回検討懇話会（骨子案）
6月27日	常任委員会にて骨子案報告
7月4日	教育委員会にて骨子案報告
9月13日	第2回検討懇話会（素案）
9月13日	総合教育会議にて素案報告
10月7日	常任委員会にて素案報告
11月5日	第3回検討懇話会（原案）
	府内各所属、市町等への意見照会
12月16日	常任委員会にて原案報告
12月24日	教育委員会にて原案報告
12月24日～	県民政策コメント（令和2年1月24日まで）
令和2年 3月11日	常任委員会にて県民政策コメントの結果および案の報告

※ このほか、文化庁、文化財保護審議会、府内各所属、市町等から適宜意見聴取を実施

（今後の予定）

令和2年 3月24日	教育委員会に付議
------------	----------

3. 県民政策コメントの実施状況

提案のあった意見・情報の数 12者から19件

「滋賀県文化財保存活用大綱(原案)」に対して提出された意見・情報とそれらに対する考え方について

1 県民政策コメントの実施結果

令和元年(2019年)12月24日(火)から令和2年(2020年)1月24日(金)までの間、滋賀県民政策コメントに関する要綱(平成12年滋賀県告示第236号)に基づき、滋賀県文化財保存活用大綱(原案)についての意見・情報の募集を行った結果、12者から19件の意見・情報が寄せられました。これらの意見・情報については、内容ごとに整理し、それらに対する考え方を示しています。

また、提出された意見・情報の一部は、その趣旨を損なわない範囲で内容を要約したものとなっています。

なお、意見等の該当ページは、県民政策コメントで公表した「滋賀県文化財保存活用大綱(原案)」によっています。

2 提出された意見・情報の概要

提出方法	人数
メール・しがネット受付サービス	12
郵送・FAX	0
合計	12

3 提出された意見・情報の内訳

	項目	件数
基本 計 画	大綱(原案)全般に関するもの	1
	「序章」関係	1
	「第1章 文化財の保存・活用に関する基本的な方針」関係	4
	「第2章 滋賀県が主体となって行う文化財の保存・活用を図るために講ずる措置」関係	1
	「第3章 県内の市町への支援の方針」関係	1
	「第4章 防災・防火・防犯・災害発生時の対応」関係	3
	「第5章 文化財の保存・活用の推進体制」関係	4
	「おわりに」関係	0
	「参考資料」関係	0
	「付属資料」関係	1
その他	その他	3
意見・情報 総数		19

4 主な変更点

意見・情報の募集結果等を踏まえ、滋賀県文化財保存活用大綱(原案)を修正しました。

主な変更点は以下のとおりです。

該当箇所	変更点
第4章 P26 25行目	<p>「1. 平時の取組 ○防火対策」の記述を以下のとおり加筆。</p> <p>防火対策として、<u>文化財周辺における禁煙、裸火の使用制限、危険物品の持ち込みを制限する区域の設定</u>が重要です。また、<u>空気が乾燥したまでは強風により火災が発生しやすい気象条件</u>にある際には、火気の取扱いに十分に注意する必要があります。</p> <p>その上で、自動火災報知設備や漏電火災警報器、消火栓、ドレンチャー、スプリンクラー、避雷針などハード対策を講じることが効果的です。これらハード整備を行った後は、保守点検や動作訓練など適切な維持管理を行うとともに、適切な時期に改修や更新を行うなど正常な機能が果たせるように努める必要があります。また、電気配線や電気器具についても日常的に点検を行い出火防止に努めることも重要です。</p>
第4章 P27 24行目	<p>「2. 災害発生時の対応」の記述を以下のとおり記載順序を修正。</p> <p>文化財の被災時において、火災発生時には初期消火や消防機関への通報を行うとともに、文化財の救出を行います。また、消防用設備等を使用した延焼防止措置を実施します。</p> <p>その上で、初期対応として文化財の被災状況を調査すること、応急処置を行うこと、復旧額を算定することが重要です。災害発生時には、県、市町、所有者等の緊密な連携のもと、迅速な被害状況の把握を行うとともに、被害拡大防止のために応急措置が必要な場合においては、文化庁とも連携の上、迅速に応急措置を行います。応急措置にあたって、動産文化財については、現状のまま保管することが危険である場合は、取扱に慎重を期しながら安全な場所に移動します。滅失や散逸のないよう、専門職員による人的、技術的支援を実施します。</p>
第5章3 P30 16行目	<p>「○防災、消防、警察部局との連携」の記述を以下のとおり加筆。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近年多発し大型化している台風等の風水害や、琵琶湖西岸断層等の地震に備え、文化財の防災対策を防災部局と連携して進めています。 ・近年、文化財の盗難やき損、汚損などの事案が発生しています。そのようなことが起きないように啓発を行うとともに、事案発生時には解決に向けて警察と連携を図ります。

「滋賀県文化財保存活用大綱(原案)」に対して提出された意見・情報に対する考え方(案)

番号	頁	意見・情報等(概要)	意見に対する考え方
○ 「全般的な事項」関係			
1	-	大綱完成後、予算要求等にあたっては、課題、講ずる措置等との整合性、一貫性を意識する必要があると思う。 また、本県の文化財行政をめぐる情勢が変わった場合には、大綱の改訂について丁寧な議論を行うなど、文化財保護行政のあるべき形を果敢に追い求める姿勢を持ち続けていただきたい。	いただいた御意見につきましては、施策推進にあたって、参考とします。 また、新たな視点での施策構築が必要になった場合には、時期を逸することなく、適切に大綱の改正を行います。
○ 「序章」関係			
2	1	「滋賀ならではの文化財保存継承のあり方(研究報告)」について、概要版で良いので参考資料として掲載すべきではないか。	御意見を踏まえ、参考資料に「滋賀ならではの文化財保存継承のあり方(研究報告)」の概要版を掲載します。
○ 「第1章 文化財の保存・活用に関する基本的な方針」関係			
3	19	文化財を未来の人に引き継ぐ使命がある私たちにとって、保護を最優先にしていくべき。活用はそのための手段であるべきで、観光や業者の利害の道具にならないよう配慮していくことが重要。 そのために、文化財の重要さ、守る意味、生活に直接かかわりないと思える文化的要素が人間の精神的やすらぎや明日への活力になっていること、文化財は未来の人からの預かりもの、という意識をすべての国民、特に青少年にもつてもらう活動が求められる。学校教育の中で文化財教育を年齢に応じて実施してほしい。教師の負担が重い場合、地域の住民が支援する方法もある。 要は、国民が文化財を守ろうという意識をどう醸成するかで、意識が高まれば、文化財の保護に予算も付く。今はあまりに少なすぎる。活用で保護費用を賄うことは邪道。活用によって文化財が消滅しないように。	文化財を未来に向けて確実に継承していくためには、調査、指定、修理などの文化財の保存を行い、その上で理解促進や価値の発信などの活用との好循環を生み出すことが重要と考えています。 また、学校教育における文化財教育的重要性については認識しており、原案においても記載していることから、原案のとおりとします。 いただいた御意見につきましては、施策推進にあたって、参考とします。
4	19	湖北の観音の里を訪問した折に感じたことだが、自分たちの地区的観音様を大切に守っておられ、博物館にあるような美術品ではなく、地域の生活に根差した『おらが観音様』であった。 しかし、一部の地区では高齢化・過疎化が進み、このままでは、観音様をお守りする人がいなくなり、美術館行きとなってしまう。美術館に入ってしまってはただの美術品で、地域を守る観音様では無くなり地域の文化も失われてしまう。これらは、他の地域の神社仏閣を訪れた時にも感じたが、大切な文化財を後世に伝えられない状況だと考える。 こうした状況の地区・文化財には、県を挙げての取り組みが必要と考える。最適な人員の募集(文化財に興味があるボランティアでも良い)と、その人が地域の人と共同で文化財の管理ができるように育成する仕組み作り、そして希望地区には人員を派遣する人材バンクの運営。これらを行うことで地域に根差した文化財を守っていくと考える。	文化財が生み出され、守り伝えられてきたその場所において後世に伝えていくためには、文化財の所有者だけでなく、地域住民や関係団体、国、県、市町の行政機関が協力することが重要であると認識しており、原案においても記載していることから、原案のとおりとします。 いただいた御意見につきましては、施策推進にあたって、参考とします。
5	19	たとえば光秀関係の名所を案内する場合、現状は各市町村の観光ボランティアガイドに依存しており、安土城の説明はできても、坂本については説明できないという状況である。『光秀と近江』という1つのストーリーとして観光案内を希望されるのではないか。光秀の近江での時系列の出来事とその名所を説明できれば、リピーターが増えると考える。 現在は、その地区やその寺院限定の観光ボランティアガイドに頼っているため、ストーリーがつながらない。結局、滋賀県の文化財の良さが十分伝わらず、滋賀観光のリピート率も伸びないと考える。 滋賀県の文化財全般の基本知識を持ち、その素晴らしさを県内外の観光客にPRできる観光ガイドの育成・確保と運営組織の設立が必要と考える。こうした人材を育成し活用することで、滋賀の文化財を断片的(=点のみ)ではなく、全体的(=面)にPRできると考える。そうすることで滋賀県の観光の活性化となり、観光リピーターも増え、お金を落としてもらえる。結果、そのお金で文化財の保存に活用できるという『好循環サイクル』が回ると確信する。具体的には、滋賀県ビジターズビューローがその役割を担うのが妥当かと思うが、そのためにも県が中心となりこれらの施策を推進することが重要と考える。	観光ガイドについては、文化財の価値を発信し、多くの人にその存在を知ってもらうために重要であると認識しており、第1章5(2)「みんなで文化財の保存継承を支え合う地域づくり・人づくり」において「文化財を活かす観光ガイド等の人材育成を進めています」と記載しています。また、第5章5の関係団体との連携において、公益社団法人びわこビジターズビューローとの連携にも触れており、原案のとおりとします。 いただいた御意見につきましては、施策推進にあたって、参考とします。

番号	頁	意見・情報等(概要)	意見に対する考え方
6	21	文化財は残すだけでも大変だが、残すだけでは何の価値も生まない。先人の残した優れた伝統文化を生かし、時代や社会環境に適応した、より良い文化を生み出すため、活用して初めて文化財を残す意味がある。現存する文化財を残すことも大切だが、より活用しやすい形で県民やその他の人に活用してもらい、先人よりも優れた文化を生み出していくかといけない。したがって、より活用しやすい情報提供や、情報活用の場を提供することが大切だと感じる。	文化財の情報提供や情報活用の場の提供については、重要であると認識しており、原案でも記載していることから、原案のとおりとします。
○ 「第2章 滋賀県が主体となって行う文化財の保存・活用を図るために講ずる措置」関係			
7	23	自転車やトレールランニングで琵琶湖を周回するルートが整えられているので、それを目的に来県される県外および海外からのお客様に、文化財をしっかりと見ていただく。そのためには、各文化財までの地図やデータを整備するとともに、各文化財の説明も丁寧に行うべき。 そのようにすれば、あらゆるときにweb上で意見や募金等を行うことができ、永続的に維持管理できるようになるのではないか。	文化財の情報提供やデータ整備については、重要であると認識しており、原案でも記載していることから、原案のとおりとします。 いただいた御意見につきましては、施策推進にあたって、参考とします。
○ 「第3章 県内の市町への支援の方法」関係			
8	25	埋蔵文化財について 市町の埋蔵文化財関連部門とのすみ分け・連携について明確な方針を記述はどうか。 例えば 近江国府跡とその関連遺跡については 県が発掘調査した後 放置されているように感じる。新たな施設・住宅等が建設される際には大津市が発掘・調査保存などを実施している。近江国府跡とその関連遺跡の情報を発信するには県の立場を明確にすべきである。	埋蔵文化財における県と市町の役割については、個々の案件により異なることから、大綱には記載せず、原案のとおりとします。 なお、近江国府跡については県が所有している場所と大津市が所有している場所があります。県が所有する文化財については、県として保存修理等を進めること、学びの機会の提供や情報発信を行うことを、原案において記載しています。
○ 「第4章 防災・防火・防犯・災害発生時の対応」関係			
9	26	平時の防火対策について内容を充実させるほうが良いのではないか。	御意見を踏まえ、平時の防火対策について下記のとおり加筆します。 「防火対策として、文化財周辺における禁煙、裸火の使用制限、危険物品の持ち込みを制限する区域の設定が重要です。また、空気が乾燥したまま強風により火災が発生しやすい気象条件にある際には、火気の取扱いに十分に注意する必要があります。 その上で、自動火災報知設備や漏電火災警報器、消火栓、ドレンチャー、スプリンクラー、避雷針などハード対策を講じることが効果的です。これらハード整備を行った後は、保守点検や動作訓練など適切な維持管理を行うとともに、適切な時期に改修や更新を行うなど正常な機能が果たせるように努める必要があります。また、電気配線や電気器具についても日常的に点検を行い出火防止に努めることも重要です。」
10	27	大規模災害対策の準備を進めるには、組織がないと動かないのではないか。 組織は作られるのか。	大規模災害対策の準備にあたっては、県・市町、関係団体との連携体制の構築が重要と考えています。

番号	頁	意見・情報等(概要)	意見に対する考え方
11	27	「2. 災害発生時の対応」について、火災や大規模災害が発生した場合、文化財を火災等から守ることを第一に考える必要がある。大綱原案では、初期対応として、被災状況の調査の後に火災及び大規模災害の対応が記載されているが、記載順序を見直したほうが良いのではないか。	御意見を踏まえ、記載順序を見直します。
○ 「第5章 文化財の保存・活用の推進体制」関係			
12	28	「課が主管する」と「所管する施設」という記述が点在する。文化財という観点から保存・活用についての方策が不明確にならないようこの章全般の構成の見直しを希望します。県民として分かりにくい。琵琶湖文化館において10年以上 貴重な文化財が放置されてきたことの一因ではないかと思う。	各事務分野の担当所属については「主管」を、博物館等の地方機関等については「所管」という形で使い分けています。また、第5章では、文化財担当課と関係部局、関係部局との連携等について記載しているものであり、原案のとおりとします。
13	30	滋賀県立琵琶湖文化館には貴重な寄託品が多く 収蔵・展示も重要な機能である。文化財の保存・活用の大綱としては 現在の建物の後継機能について記述すべきである。	琵琶湖文化館の後継施設については、現在あり方を検討しているところであり、原案のとおりとします。
14	30	近代美術館についての記述はあるが 琵琶湖文化館についての記述も必要である。琵琶湖文化館にも学芸員が配置され 収集、保管、展示、調査研究、普及活動を行うはずである。	琵琶湖文化館については、第5章1(1)の文化財保護課の所管施設として現状を記載していることから、原案のとおりとします。
15	30	関係部局との連携において、防災や防犯対策の連携先を明記するほうが良いのではないか。	御意見を踏まえ、「関係部局との連携」に、下記のとおり追記し、修正します。 「・近年多発し大型化している台風等の風水害や、琵琶湖西岸断層等の地震に備え、文化財の防災対策を防災部局と連携して進めています。 ・近年、文化財の盗難やき損、汚損などの事案が発生しています。そのようなことが起きないように啓発を行うとともに、事案発生時には解決に向けて警察と連携を図ります。」
○ 「付属資料 滋賀県の歴史文化の特徴」関係			
16	46	付属資料「滋賀県の歴史文化の特徴」は非常に簡潔に取りまとめておられ、読み物として有益であった。しかし、近現代についてはやや突っ込みが不足していると感じた。というのも、近現代は文化産業遺産の位置付けにとどまらず、行政文書の収集(県レベル、市町村、旧村レベル)が急がれると思うからである。問題提起がほしい。(例えば、大戦中の文書が焼却の中、守られた長浜旧大郷村・西邑仁平の徵兵制関係文書(浅井歴史民俗資料館で保存)など地域の史料の県レベルでの統合。)	付属資料については、あくまで、滋賀県の歴史文化の特徴を端的に示した参考資料であり、各時代の出来事を網羅することを目的とするものではないことから、原案のとおりとします。
○ 「その他」関係			
17	-	重要文化財と国登録有形文化財については建造物とその敷地の「課税上の評価」に関して優遇制度があり、所有者が維持し、次世代に継承しやすい諸施策を「通達」で実施している。しかし、これらの優遇制度が滋賀県指定文化財には適用されていないことは残念である。国の重要文化財と同等に所有者の優遇制度を運用いただくことを強く要望する。	県指定文化財の所有者に対する税制上の優遇措置については、毎年、全国都道府県・指定都市文化・文化財行政主管課長会議をとおして国に要望を行っているところであり、引き続き要望を行っていきます。

番号	頁	意見・情報等(概要)	意見に対する考え方
18	-	<p>修繕補助金が適用される範囲が事前に所有者に知らされておらず、毎回判断を求める状況があるが、明快な回答を得られない、あるいは口頭で回答を受けている。当家の建造物の場合、損傷が著しい内装や附指定された古家具の修繕費用補助をお願いした経緯があるが、口頭にて却下された。補助事業の適用範囲を明確に示され、本来の文化財修理の計画的実施ができるように運用いただくことを要望する。</p>	<p>指定文化財保存修理等補助金は、文化財としての価値を維持して適切に保存継承するための補助であるため、あくまで伝統技法により従来どおりの修復を行う場合が対象です。文化財はそれぞれに固有の価値を有し個々に対応する必要があるため、一律の対応は困難ですが、文化財修理の計画的実施ができるよう、丁寧な対応に努めます。</p>
19	-	<p>台風被害等の修繕費手当てを要する場合に、修繕補助金の決裁を得るごとに期間が何ヶ月もかかり、本来緊急で処置すべき修繕処置が遅延してしまう矛盾があるように思う。 可否判断や補助の概算を迅速に決裁いただき、所有者立替えのもとで早急な修繕が進められるよう運用されることを要望する。</p>	<p>所有者立替えによる事前着工については、補助制度上の制約がありますが、可能な限り迅速な対応に努めます。</p>